中小企業経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る 生産性向上要件証明書発行事務作業上のご協力のお願い

中小企業経営強化税制で取得されました工業会登録番号: 西暦 2 桁-●●●●は、西暦 2 桁を変えそのままご利用いただけます。

様式 2:審査用チェックシートの申請区分:2回目以降として工業会登録番号ご記入のうえ、 ご申請ください。※様式 2 は申請区分に関わらず、必須提出となります。

※ 日医工での中小企業経営強化法の経営力設備等税制証明書発行は、 2017 (平成 29) 年 7 月 1 0 日から 2019 (平成 31) 年 3 月 31 日分となりますので、2017 年度以降有効の 17-●● ●●●、18-●●●●●、19-●●●●の登録番号をご利用ください。なお、2018 年度、2019 年度で販売開始から 6 年を超えるものは、登録番号が記載されませんのでご了承願います。また、生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書発行は、2018 年 7 月 25 日から 2021 年 3 月 31 日迄となります。上記同様に 18-●●●●●、19-●●●●、20-●●●の登録番号をご利用ください。なお、2019 年度、2020 年度で販売開始から 6 年を超えるものは、登録番号が記載されませんのでご了承願います。

1. 添付資料

- ・添付資料は、ホチキスにてとめて頂き、角2 (A4サイズ) 封筒に1製品1封筒にてお願い 致します。クリアファイル・クリップは×。
- ・認定者にわかりやすいように、指標等にアンダーライン・ふせん等つけて下さい。
- ・添付資料は、比較指標・製品名・型式等の要所をおさえていただきなるべくコンパクトにしてご添付下さい。
- ・販売開始時期の記載がない申請が多いので以下の資料をご提出下さい。当該設備及び一代前モデルの販売開始時期の記載のある資料(仕様書、カタログ、ニュースリリース等)を必ずご添付下さい。

資料に販売始時期のご記載がない場合は、販売開始時期証明書[書式自由]のご提出をお願いします。

2. 封筒について

(初回・登録) 申請は角2 (A4サイズ) の封筒に1申請1封筒。

大きな封筒にまとめてご申請いただくことは可能ですが、必ず 1 申請 1 封筒に小分けして ご申請ください。

(2回目以降)申請は長3 (定型)封筒でも可。 大きな封筒にまとめてご申請可能です、封筒で小分けの必要はございません。

- 3. 申請書類の差し替え対応は行っておりません。
 - (1) 差し替え作業は煩雑になるため行っておりません。下記のとおり対応しております。
 - ① 受付前に不備が見つかった場合は、着払いで申請書類一式を返送させていただきます。 不備の書類などを補完いただき再提出ください。
 - (この場合、費用は発生しません。)
 - ② 審査が済み、認定が下りない場合(販売開始時期が6年以上などで却下される場合)、 申請書類は、工業会保管となり郵送にて理由と結果の連絡をお送りいたします。 従いまして、このようなことにならないようにチェックリストにて書類の不備が無いよ うに、事前にご確認いただき発送してください。
 - (2) 発行済証明書の差し替え、再発行はいたしません。 ユーザー様の都合により記載内容変更等で、証明書の再発行はいたしておりません。 改めて、新規ご申請ください。この場合、新たに費用が発生いたします。